

瀬戸市ふれあい収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみや資源物（以下「ごみ等」という。）を所定の集積場まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等を支援するため、玄関先でごみ等を収集する「ふれあい収集」について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の対象)

第2条 ふれあい収集は、次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難である者を対象とする。

(1) 高齢者

ア 一人暮らしの65才以上の者で、要介護認定者等独力でごみ等の排出が困難と認められる場合

イ 同居者を有する場合についても、同居者が高齢者または障害者で、同様にごみ等を所定の集積場まで持ち出すことができない場合

(2) 障害者

ア 一人暮らしの障害者で、独力でごみ等の排出が困難な場合

イ 同居者を有する場合についても、同居者が高齢者または障害者で、同様にごみ等を所定の集積場まで持ち出すことができない場合

(3) その他

市長が特に必要と認めた場合

(利用の申込)

第3条 ふれあい収集の利用を希望する者は、次により申し込むものとする。

(1) 申込先

瀬戸市資源リサイクルセンター

(2) 申込者

ふれあい収集を利用する者（以下「利用者」という。）のほか、親族又は介護に関わる者等（以下「関係者」という。）とする。

(3) 申込方法

申込者は、ファクシミリ、郵便等任意の方法により、ふれあい収集申込書（第1号様式）を市長に提出する。

(受付及び審査)

第4条 市長は、ふれあい収集の申し込みがあったときは、次の手順で受付、訪問調査、審査及び可否の決定を行う。

(1) 受付

提出されたふれあい収集申込書（第1号様式）の内容を確認し受付を行う。

(2) 訪問調査

前号の受付の後、ふれあい収集を希望する世帯を訪問し、聞き取り等により状況の調査を行い、その結果をふれあい収集調査票（第2号様式）に記録する。

(3) 審査及び利用の可否の決定

前号の訪問調査の結果に基づき審査し、ふれあい収集の利用の可否を決定する。ただし、審査にあたって必要な場合は、関係機関と協議するものとする。

(決定通知)

第5条 市長は、前条により利用の可否を決定したときは、ふれあい収集決定通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

(排出、収集方法等)

第6条 ふれあい収集で対象とするごみ等の排出及び収集方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者は、ごみ等を市が定める分別方法に従い排出するものとする。
- (2) 利用者は、戸建住宅・集合住宅を問わず、原則として玄関先等に排出するものとする。
- (3) 市は、収集作業上、困難な場合は、利用者と協議の上、別に排出及び収集方法を決定する。

2 前項の排出、収集方法等については、利用者及び関係者に十分に説明するものとする。

(収集できないもの)

第7条 次のごみ等はふれあい収集の対象外とする。

- (1) 市が定める収集できないごみ
- (2) 事業活動に伴って排出されたごみ
- (3) 有償により実施された造園業者等による庭木の伐採や、建築業者等による取り外しや解体等に伴って排出されたごみ
- (4) 玄関等、通常の出入り口から排出が困難な粗大ごみ

(関係機関等への情報提供)

第8条 市は、ふれあい収集の際に、ごみ等が一定期間排出されていないことが判明した場合は、利用者及び関係者に連絡を取り状況の確認に努めるとともに、関係機関に情報の提供を行う。

(変更等の届出)

第9条 利用者または関係者は、住所等の変更、入院等による収集の一時停止または収集の中止をするときは、速やかにふれあい収集変更・一時停止・中止届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(収集の変更)

第10条 市長は、前条の変更届があったときは、速やかに状況を調査し、継続の可否を決定する。

2 市は、住所等の変更後も継続して収集する場合は、利用者及び関係者に変更後の排出方法等を十分に説明するものとする。

(収集の一時停止)

第11条 市は、第9条により一時停止の届出があったときは、届出の期間、収集を一時停止する。

(収集の中止)

第12条 市は、次の場合は、ふれあい収集を中止する。

(1) 利用者または関係者から第9条による中止の届出があった場合

(2) 第2条に定める利用の対象に該当しないことが明らかになった場合

2 市長は、前項第2号により中止する場合は、必要に応じ状況を調査の上、直ちに利用者または関係者にふれあい収集中止決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。